

寄付金の免税について

社団法人 国際農林業協働協会は、平成19年10月1日付で農林水産大臣および外務大臣から「特定公益増進法人」として認定されました。この「特定公益増進法人」の認定を受けると、個人または企業等法人から当協会に支出される寄付金に対し、税法上、以下の免税措置を受けることができます。

1. 個人が当協会に支出した寄付金

以下の計算式のとおり、所得税控除が認められます（所得税法第78条、同法施行令第217条）。

次のいずれか低い方の金額-2千円（平成22年度以前は5千円）＝寄付金控除額
イ その年に支出した特定寄附金の合計額
ロ その年の総所得金額等の40%相当額

（注）「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

2. 企業等法人が当協会に支出した寄付金

特定公益増進法人に対する寄附金の額のうち、一般の寄附金の損金算入限度額^{*}に相当する金額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができます（法人税法第37条、同法施行令状第73条及び第77条）。

損金算入限度額

$$= (\text{資本等の金額}^{*1} \times \text{当期の月数}/12 \times 2.5/1000 + \text{所得金額}^{*2} \times 2.5/100) \times 1/2$$

*1 資本等の金額＝資本金額+資本積立金額

*2 所得金額：寄付金を支出する前の金額で、かつ、源泉所得税の損金不算入や繰越欠損金の損金算入などの規定を適用せず計算した金額